

学校給食費の債権放棄について

1 債権放棄の概要

滞納者の学校給食費のうち、2件について浜松市債権管理条例第12条第1項第3号に該当するため、同条第2項により令和6年3月15日付で債権放棄したことを報告する。

2 債権放棄の内容

	債務者	滞納年度	滞納額（円）	放棄理由	適用条項
1	A及びB	平成17年度	42,800	時効期間 の満了	浜松市債権管理条例 第12条第1項第3号
2	B	平成17～18年度	25,680		
計			68,480		

※上記1は、債務者A及びBの連帯債務

※時効は2年（令和2年4月1日民法改正前）

3 債権放棄の経緯

(1) 主な交渉経過

平成17年5月	滞納が発生。債務者A及びBに対する納付催告を開始
平成18年2月	債務者A及びBが離婚。債務者への納付催告を継続
平成19年7月	債務者Bの所在が不明となったため居所調査開始、催告は継続
平成20年3月21日	債務者Aの消滅時効期間が満了
平成21年3月	債務者Bの消滅時効期間が満了、催告は継続
平成29年3月30日	債務者Bの所在判明。納付意思を確認し、納付誓約書を徴取したが納付されず。（債務者Bの債務承認により消滅時効は更新）
平成31年3月30日	債務者Bの消滅時効期間が満了、催告は継続
令和5年5月	債務者Bが県外へ転出

(2) 結果

学校及び市は、債務者A及びBに対して、滞納発生時から繰り返し電話や文書、訪問等による納付催告を行ってきたが、完納されず、今後についても納付の見込みがない。

本件は平成17年度から平成18年度までの債権であり、債務者A及びBの消滅時効期間が満了していること、いずれも県外に転出していること等により、健康安全課では実質的に徴収困難であると判断した。

以上について、令和6年2月22日開催の債権処理検討庁内委員会に諮ったところ、債権放棄が妥当であるとの検討結果を受け債権放棄した。

【参考】

○浜松市債権管理条例（抜粋）

（その他の債権の放棄）

第12条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準じる状態にあり、資力の回復が困難で、当該債権について、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権について、その責任を免れたとき。
- (3) 当該債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (4) 当該債権について、第8条ただし書に規定する市長等が特別の事情があると認める場合において、同条に規定する強制執行等の措置をとったとしても履行される見込みがなく、かつ、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (5) 第8条に規定する強制執行等又は第9条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 第10条に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。
- (7) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、その相続人が存在しない場合又はその相続人の存在が明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (8) 当該債権の存在について法律上の争いがある場合において、市長等が勝訴の見込みがないものと認めたとき。

2 市長等は、前項の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

3 第1項に規定するもののほか、市長等は、その他の債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）に係る損害賠償金等について、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例（昭和33年浜松市条例第5号）第3条の規定の例により放棄することができる。